

八

立帝 昭和 年 月 日
決裁 昭和 年 月 日

爵位課長

宗秩家總裁



海軍少佐茂木茂外二名叙位取消の件

昭和三年八月九日
臺藏記 月 日
官報報告済

官 内 省

海軍少佐茂木茂外二名叙位取消の件

示海軍少佐



宮内省

昭和二十一年八月九日

光緒卅四年 辛巳日

海軍少佐



海軍少佐茂木茂外二名叙位取消の件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十一年八月九日

内閣總理大臣 吉田 茂

内

閣

人内記 第三九八 號
昭和三年八月 日
決定 昭和 年 月 日 行 昭和 年 月 日

内閣總理大臣

内閣書記官 煉

内閣事務 煉



海軍少佐茂木茂外二名は別紙頭書のとほり各叙位発令になりまし
ら同令等は執れど武勳抜群の者でありまして二階叙進級然るべき者あり
こと今般判候しそのたので今更現縮ではあるが叙に取消の儀上奏しを良し
思ふ

内閣

昭和十九年十月十二日
叙 從 六 位

海軍少佐

正七位

茂 木

茂

昭和十九年十月十三日
叙 從 六 位

海軍少佐

正七位

柴 田

鏡

右者各頭書の通り叙位發令されたが、今般二階級進級上
申のものと判明したので、その叙位を取消されたい。

海

軍

三
三
三
三
三

内閣人閣位第三九五號

昭和十九年十一月十三日
海軍少佐 正七位 杉野一郎

石者頭書の通り叙位發令されたが、今般二階級進級上
申のものゝ判明したのでその叙位を取消されたい。

全三三
教

昭和二十一年七月十五日

復員局第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿



級位取消について照會

七月十五日復二秘人第一〇三號級位取消について甲隊された左記の者は、各頭書の通り今次戦争作戦従事中戦死し之に伴ふ進級に對する相當位として發令されたが、今般二階級進級上甲のものとは判明したのでその級位を取消されるやう取計はれたい。

記

昭和十九年十月十二日

台湾東方海面 戦死 海軍少佐 茂 木 茂
(昭和二十一年一月二十四日進達二復秘人第四二三號)

昭和十九年十月十三日

同 同 柴 田 鏡
(昭和二十年八月三日進達海秘人第一八〇四號)

昭和二十一年七月二十九日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿

叙位取消について照會

七月二十九日復二秘人第ニ七號叙位取消について申牒された左記の者は、頭
書の通り今次戦争作戦従事中戦死し之に付進級に對する相當位として發
令されたが、今般二階級進級上申のものと判明したのでその叙位を取消さ
れるやう取計はれたい。

追記 左記叙位は未帰還に依り續せし處兩後の調査の結果三階級進級なるべきありしを申添へる

昭和十九年十一月十三日
叙 從 六 位

台湾東方海軍戦死 海軍少佐 杉野 一郎
(昭和二十年一月二十四日進達証復秘人第四〇三號)

復二秘人第一八三 號

昭和二十一年七月二十五日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍少佐茂木 茂外一名の叙位取消について別紙の通り
申候する。

海 軍

復二秘人第ニ。七 號

昭和二十一年七月二十九日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍少佐杉野一郎の級位取消について別紙の通り申添す
る。

九

立案 昭和 年 月 日
決裁 昭和 年 月 日

陸軍省



宗秩齋總裁



陸軍少佐榊山豊外五十一名叙位取消並叙位日附変更の件

昭和五年九月二日
官報記入 月 日
官報聯合濟

官 内 省